

地方スポーツ推進計画の 策定義務の廃止

令和4年7月8日

広島県

地方スポーツ推進計画の位置づけ(その1)

地方スポーツ推進計画は、スポーツ基本法においては、スポーツ振興法と異なり、「地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとする」とされている。

※スポーツ基本法は、スポーツ振興法を50年ぶりに全部改正したもの。

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。 ※下線部がスポーツ振興法からの改正部分

〈参考〉スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）

第九条

3 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、第一項の基本的計画を参しやくして、その地方の実情に即したスポーツの振興に関する計画を定めるものとする。

地方スポーツ推進計画の位置づけ(その2)

しかし、平成30年10月23日付けスポーツ庁次長通知（30ス庁第464号）では、都道府県においては、計画を策定していない市区町村に対して「積極的な対応を促すこと」とされており、実質的に計画策定を義務付けている。

また、「単独の計画を有さず、他の計画においてスポーツ分野を盛り込んでいる地方公共団体にあっては」 「必要に応じ、単独の計画の策定を含めて検討を行うこと」とされており、単独の計画の策定を促している。

79

平成30年10月23日付けスポーツ庁次長通知（30ス庁第464号）

1 「地方スポーツ推進計画」について

（1）「地方スポーツ推進計画」を策定していない市区町村が相当数に上っていることから、都道府県においては、当該市区町村に対して積極的な対応を促すこと。なお、単独の計画を有さず、他の計画においてスポーツ分野を盛り込んでいる地方公共団体にあっては、総合性・体系性等の観点から当該計画の点検を行い、必要に応じ、単独の計画の策定を含めて検討を行うこと。

（2）第2期「スポーツ基本計画」を参酌した「地方スポーツ推進計画」の改定等を行っていない地方公共団体が多数となっていることから、同基本計画の目標達成に向け、適切な対応を検討すること。

※ 令和4年3月25日付け通知及び令和4年4月28日付け事務連絡による第3期「スポーツ基本計画」の案内においても、上記記載の取扱いに変更はないものと認識している。

提案内容及び見直しによる効果

提案内容

「実質的な義務付け」を解消するため、計画策定に係る規定を削除すること。

【理由】

- ・ 財政措置等がない一方、計画の策定をするための人員の負担が大きい。
- ・ 計画の策定は、本来、市区町村の自主的判断に委ねるべきものである。
- ・ 都道府県の役割は、地方スポーツ推進計画の策定を積極的に促すことではなく、「スポーツによる地域活性化」などの市町の特徴的な取組を支援することである。

見直しによる効果

**地方スポーツ推進計画の策定に係る負担を軽減することにより、
都道府県の人員負担が軽減されると共に、
市区町村がスポーツ施策に注力することが可能となる。**

広島県による市町支援

県内23市町や各種団体を対象にヒアリングを実施 (R1)

スポーツ施策のうち、ほとんどの市町で「スポーツを活用した地域活性化」には取組意向あり

その一方で …

- そもそも「スポーツを通じて地域が活性化している」とはどんな状態かわからない。
- スポーツイベントを開催しているが、一過性の盛り上がりで終わってしまう。
- スポーツを活用した取組に対する、成果指標（愛着等の社会的効果）が設定できない。

県内市町等の取組が戦略的となるよう、
「わがまち♥️スポーツ」※に取り組む市町を支援

※それぞれの地域における、目指す姿の実現に向け、スポーツを活用して行う取組の総称

広島県による市町支援（財政的支援）

市町とスポーツアクティベーションひろしま（SAH）が**共同して「わがまち♥️スポーツ推進プラン」を作成し**，プランに掲載されている事業に係る経費を対象に支援を実施。

※目指す姿，事業の目論見，ロードマップ，事業の経費，KPI等が記載されているプラン

わがまち ♥️スポーツ推進補助金の概要

■ 補助対象経費

わがまち♥️スポーツの推進に必要となる経費

■ 対象外経費

職員の人件費及び旅費，施設整備が主目的のハード整備，特定の個人や企業への給付，その他国の交付金を受けることが確定している経費

■ 補助率及び上限

補助対象経費の 1 / 2 最大5,000千円

■ その他

わがまち♥️スポーツ補助金における交付決定は単年度ごとに実施。

（わがまち♥️スポーツの取り組みは長期的（5年～10年）が想定されるが，財政支援は3年を想定）

広島県による市町支援（「わがまち🎯スポーツ」の事例）

＜令和2年度からの取組＞

【福山市】

エピコアリーナふくやまの「スケボーパーク」と「クライミングウォール」などを活用しながら、**市民がスポーツに親しむ環境を創出**

【府中市】

ものづくりのまちとして「**TechySports**」の**ブランド化**に向け、ドローンフェスやゼロハンレース大会などのイベントを全市的に推進

8

【北広島町】

楽しさ・喜び・幸せを感じる身体活動を「きたひろスポーツ」と位置づけ、きたスポを通じて**町民の幸福感・満足感を向上**



＜令和3年度からの取組＞

【三次市】

日本最大級となる「女子硬式野球西日本大会」の誘致など、女子野球文化の根付いた**「女子野球のまち みよし」の実現**

【廿日市市】

佐伯高校女子野球部の支援や女子野球教室の開催、女子野球PRツールの作成など、**全国の野球女子の憧れの地**となることを目指す

【呉市】

安芸灘諸島などの島しょ部の自然環境をフルに活かした**呉市のアウトドアスポーツの魅力**をブランド化し、全国に発信

